

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 12 日現在

機関番号：17601

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2013～2016

課題番号：25370023

研究課題名（和文）障害学への応答を目的とした徳倫理学の再検討

研究課題名（英文）Reexamination of Virtue Ethics aimed at responding to Disability Studies

研究代表者

柏葉 武秀（Kashiwaba, Takehide）

宮崎大学・教育学部・准教授

研究者番号：90322776

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,100,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、障害学の主張を受けとめながら、倫理学との理論的連携の可能性を探ることを目的としていた。とくに新アリストテレス主義の徳倫理学と障害学の主張との対質させつつ、相互の理論的深化を図ることを研究目的に設定していた。

具体的には、障害を持って生まれる蓋然性が極めて高いと出生以前に判明している胎児を、その障害があるがゆえにあえて生むという選択の道徳的許容可能性を、将来生まれてくる子どもを受け入れる親の徳の観点から検証した。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this study was to pursue the possibility of the theoretical cooperation between Disability Studies and Ethics. In particular, while trying to compare the neo-Aristotlelian Virtue Ethics with the main argument of Disability Studies, this study was undertaken to get the mutual theoretical cooperation deeper.

Specifically, from the viewpoint of the parent's virtue of accepting a child born in the future, this study examined the moral permissibility on the choice to give birth to the fetus which is highly foreseen to be born with a disability.

研究分野：哲学・倫理学

キーワード：倫理学 徳倫理学 障害学 哲学

1. 研究開始当初の背景

障害者が倫理学の議論で登場する文脈は、たとえば出生前診断によって胎児に染色体異常が見つかった場合に、選択的中絶が許容されるかどうかという生殖医療の倫理的問題にある。生命倫理学では、どのようなケースであれば選択的中絶が許されるのか、あるいは出生前診断それ自体に優生学的な傾向が含まれてはいないかなどが論じられていく。だが、これらの論争の前提には、将来生まれるであろう新生児が障害を負っていることを否定的に捉えるという判断があるように思われる。少なくとも、障害新生児が出生する蓋然性を低減する選択肢を、そうではない選択肢よりも望ましいとみなした上で、議論が開始されている。だが、障害学が告発するのは、まさにこういった障害を人間にとって本来「あってはならない」特性であると決めつける思考の暴力性であった。

本研究では、障害を「あってはならない」特性とみなすことの当否を、障害児の出生という論点を出発点にしながら考察していった。具体的には、障害を持って生まれる蓋然性が極めて高いと出生以前に判明している胎児を、その障害があるがゆえにあえて生むという選択を、将来生まれてくる子どもを受け入れる親の徳の観点から問い直していく。ここに、障害学と徳倫理学とが交差するポイントを見定めることができるのがその大きな理由であった。

2. 研究の目的

本研究では以下の四点を主要な研究の柱としてきた。

2-1 'Selecting for Disability'問題に対する徳倫理学からの検討

障害学の有力な理論家ともいえるワッサーマン(Wasserman)は、将来生まれてくるであろう子どもを「無条件に迎える」という理念を親の徳に組み入れることを主張し、'Selecting for Disability'問題への一定の回答としている。ワッサーマンの他にも親の徳あるいは「親であること(parenthood)」に注目する傾向に属する論者は多い。だがこれらの研究で想定されている徳概念は、いまだ素朴な水準にとどまっていると思われる。本研究ではまずこの論点に取り組んでいく。

2-2 生命倫理学における障害者の位置づけ

'Selecting for Disability'問題を研究のスタート地点に設定する以上、障害をもつ新生児の出生を「限界事例」として議論されがち論点、たとえば胎児の道徳的地位や人工妊娠中絶の道徳的正当化といった生殖医療にまつわる生命倫理学の諸問題を、本研究でも取り上げなくてはならない。

2-3 現代徳倫理学の理論的探求

障害学が親の徳に大きな期待を寄せている

ことはすでに述べた。とはいえ、この期待がどこまで妥当なのかは、徳概念を明らかにしていかなければ判断できない。そこで、徳倫理学の倫理学理論としての妥当性を、理論的に解明しなくてはならない。

研究の焦点は人間本性の開花を障害が阻害するのかがどうかに絞られるだろう。障害が「あってはならない」のは、まさに障害が人間にとって望ましい生を何らかの形で毀損するとみなされてきたからである。この障害観を再考するためには、おそらくアリストテレス的ともいえる「自然主義」を提唱するハーストハウス(Hursthouse)、独自の自然主義を追求するフット(Foot)が2000年代に入ってから公刊してきた仕事を評価することが最低限の責務である。

2-4 障害の文化モデルと多文化主義

障害学理論には、オリバー(Oliver)が主唱した障害の社会モデルとは一定程度別個に、ゾラ(Zola)らが定式化した障害の文化モデルがある。じつは、'Selecting for Disability'問題は、ろう者を手話言語を用いる文化的マイノリティだと自認する「ろう文化」と密接な関連がある。この問題は、現実にろうのレズビアンカップルが、人工授精によってろうの子どもを授かったという事実を端を発しているからである。'Selecting for Disability'問題で親の徳が注目を集めるゆえんでもある。

本研究でも、障害の文化モデルを、アメリカの障害学研究者の文献を渉猟しつつ検討する。ろう文化が文化的マイノリティとして擁護されるべきならば、ろう文化の再生産のためにろうの子どもを「あえて」生むという選択を、ろう文化コミュニティに属する親に承認してよいことになるだろう。

3. 研究の方法

本研究は応募者の前回科研費研究をふまえて、そこで見出されたあるいは積み残しとなった課題の探求となるといった側面も強い。それゆえ、前回科研費研究と同様に、障害学と徳倫理学を中心にした関係資料並びに文献収集に基づいた、資料あるいはテキストを正確に読み抜くというオーソドックスなものである。

4. 研究成果

研究成果について、年度ごとにまとめておく。

4-1

研究初年度の2013年度は、本研究全体の出発点である'Selecting for Disability'問題に集中的に取り組むべく関連文献収集と読み込みを計画していた。この作業はおおむね順調であった。

本年度の研究では、「出生前診断批判は、

意図的な障害児出生という直観的に容認しがたい帰結に結びつく」というマクマハン (MacMahan) の議論を集中的に検討している。マクマハンによれば、出生前診断に基づくスクリーニングに反対する人は、たとえばドラッグ中毒者が、ドラッグ摂取のゆえに障害児を産むことを道徳的に悪い行為と批判できない。そうであるならば、出生前診断批判は「障害児を産むべき」、少なくとも胎児が障害を負って生まれる確率が高まることを道徳的に許容することを含意する。それどころか、生きている子どもに人為的に障害をもたらすような行為も許容されるという。このMcMahanの出生前診断懐疑論への批判は、障害学陣営にとってきわめて深刻である。障害学にシンパシーを抱く論者は、もっぱら「親は子どもを無条件に受け入れる」ものだとの一種の徳論に訴えて再反論している。

その反論の射程を確かめるべく学会発表と論文投稿を準備したが、いくつかの研究外の事情により研究終了後の2017年10月に『宮崎大学教育学部紀要』に「障害者権利擁護の観点からの出生前診断批判はなにを含意するのか」McMahanの議論をめぐって」として発表することになる。

4-2

2014年度では、前年度研究で見いだされた課題に取り組んできた。前年度以降出生前診断に対する障害学陣営からの反論の内実を調査してきたところ、障害者権利擁護運動に属する論者の出生前診断と選択的中絶への批判には、障害者差別反対論が大きな柱となっている。今年度は障害者の権利擁護運動が主張する障害者差別論の検討に費やされている。

なかでも注目したのは、障害の除去と障害者の権利擁護とは区別できるとの論理に基づいて出生前診断を肯定する論者へのアシュ (Asch) らの批判である。アシュとペアレンス (Parens) ら障害者権利擁護運動は、たとえば妊婦の健康管理によって胎児に何らかの障害が生じるのを防ぐことを当然のように承認する一方で、胎児に障害があることを理由に中絶する行為を徹底的に批判する。つまり、彼らも障害と障害をもって生きる人々を区別する論理を備えている。私の見るところでは、その根拠をなすのは正確な障害観だとアシュらは考えている。アシュらによれば、障害あるいは障害者の生について偏見なく公平に知識を習得するならば、われわれはおおよそ社会モデルに即した障害観を獲得することができる。社会モデルに基づくならば、社会的環境を適切に整備していくことで障害に発する不便や障害者の不利益は減少していくのだから、障害児を産むのにためらう理由は現在想定されているよりはるかに少ないことになる。だが、今年度の文献調査では、このような障害者の権利擁護運動からの出生前批判、なかんずく社会モデルに

基づく障害観の採用態勢には、徳的の規範的主張が込められていることが判明しつつある。

今年度は、出生前診断と選択的中絶と障害者を不合理な抑圧から解放する政策との両立をうたうシンガーの議論に立ち返り、障害と障害者を区別する論理の射程を検討してきた。研究順序の変更もあって、学会報告と論文投稿は次年度に繰り越さざるをえなかった。

4-3

研究計画第三年度では、出生前診断と選択的中絶と障害者を不合理な抑圧から解放する政策との両立をうたうシンガーの議論、さらにはその弱点を補うと思われるハリスの議論を集中的に研究してきた。両者に共通の主張は、障害と障害者を区別しつつ、障害を可能なかぎり消去する施策と現実に生活している障害者への社会的サポートを両立させるべきだとの「両立論」である。

シンガーの障害(者)論には障害を克服されるべきあるいは除去されるべき特質とみなす障害観がみられる。シンガーによれば、この障害観は障害に対する無理解あるいは障害者への偏見に基づくものではない。というのも、障害当事者であっても、可能であれば障害の除去を望んでいるはずだからである。つまり、シンガーは「当事者が一定の理想的な条件の下では、自らのもつある特質を消去するとの選好をもつならば、その特質は望ましくない特質である」という一種の選好説に依拠している。この選好説に危害を回避する選考を現実に誰かが持つはずの選好ではなく、「合理的選好」へと改鑄したのがハリスの「危害条件説」だと解釈して、両者の立論を一つの両立論にまとめ上げて検討している。その成果は論文「障害は除去されるべき特質なのか」『宮崎大学教育文化学部紀要』第33・34号(2016年3月)に結実する。

4-4

研究最終年度である2016年度においては、三年間の研究成果に基づき、徳倫理学の議論を踏まえながら障害学取り組んできた生命倫理学上の問題に一定の回答を試みた。'Selecting/Choosing for Disability'問題に関して現時点で最大の争点となりうるなのが、「障害児の選択的出生」をめぐる論争である。本年度は、ろう者のレスビアンカップルが、体外受精によってじっさいにろうの子ども授かった事例を集中的に検討した。

障害児の選択的出生に対しては、胎児に不必要な障害を負わせる不正な行為だと他者危害原理に依拠する批判がなされる一方で、障害者運動の側からは、障害を「危害」と決めつける発想そのものを問い直す再批判が投げかけられ、状況は錯綜している。そこで、本年度研究において、「善き親」とはいかなるものか、あるいは妊娠・出産に関わる

親のとるべき態度はどのような態度かを構想してこの論争に加わっている動向、とりわけ徳倫理学のアプローチをとるマクドゥーガル (McDougall, R.) の議論を批判的に吟味した。

マクドゥーガルは、「親としての徳 (parental virtue)」を詳述するさいに障害児の選択的出生について主題的な関心を持ち続けている。マクドゥーガルはハーストハウスの理論に依拠して障害者の選択的出生を一度は親の徳に反する避難されるべき行為と断じておきながら、後に正当化する方略を探すべく苦闘してきている。本年度研究において、ハーストハウスの生命倫理関連の業績にも立ち返りながら、マクドゥーガルの立論が「人はいつ親になるか」を問いつめていない、すなわち親概念の時間的なあいまいさが残ると指摘し改善点を探っていった。その成果は論文「障害は除去されるべき特質なのか」「障害児の選択的出生と「親としての徳」」『宮崎大学教育学部紀要』第 88 号 (2017 年 3 月) として発表している。

4-5 総括

四年にわたる本研究は、障害学の主張を徳倫理学のアプローチから検討すること目的としてきた。それぞれ独立に、しかも必ずしも相互参照が十分ではなかったこれらの議論を接合するという点では、一定の成果を挙げることができたと思われる。

だが、研究が不十分に終わった論点も多い。その一つは、「障害の文化モデル」そのものの検証である。ろう文化に関する文献収集と解説は進んだものの、このモデルを取り上げる研究は手つかずのままであった。その理由は、ろう文化運動には「ろうは障害ではない」との主張がみられ、それゆえろう文化擁護の立場に経つ研究にも障害学あるいは障害者権利擁護運動とは一定の距離をとるものがきわめて多い点に求められるだろう。

この事実が示すのは「障害の文化モデル」を検証する必要がある本研究にはあまりなかったことである。じっさい、'Selecting for Disability'の現実の例はろう文化に属するレズビアンカップルの選択であった。この選択の問題点を倫理的に明らかにするためには、とりたてて「障害の文化モデル」に言及する意味はなかったのである。結論を急ぐのは慎まねばならないけれども、今後は障害学に特有のモデル論を正面から扱う倫理学研究上の意義を見定めておくべきではある。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 2 件)

1. 柏葉武秀「障害は除去されるべき特質なのか

」『宮崎大学教育文化学部紀要』、査読なし、第 33・34 号、2016 年 3 月、47-58 頁。

2. 柏葉武秀「障害児の選択的出生と「親としての徳」」『宮崎大学教育学部紀要』、査読なし、第 88 号、2017 年 3 月、29-43 頁。

〔学会発表〕(計 0 件)

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

出願状況 (計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況 (計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

柏葉 武秀 (KAHSIWABA TAKEHIDE)
宮崎大学・教育学部・准教授
研究者番号：90322776

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：

(4) 研究協力者

()